

学生関連規程

大学には、学生生活を送るうえで守らなければならない様々なルール（規程等）があります。これらは学生の行動を制限するためのものではなく、学生を守るためのものでもあります。学生生活支援センターのホームページで確認するようにしてください。

甲南大学学生関連規程

<https://www.konan-u.ac.jp/life/shien/sas/kitei/>



学生心得

（学生証及び通学証明書の携帯）

- 第1条 学生は、学生証及び通学証明書（以下「学生証等」という。）を必ず携帯し、本大学教職員の請求があったときは、随時これを呈示しなければならない。
- 2 学生証等は、入学宣誓式当日に学生証引換券と交換で受領することができる。
- 3 学生証の有効期限は、学則に定められた修業年限とする。ただし、修業年限を超えた学生は、毎年4月に前年度の学生証を返納して、新たに学生証の交付を受けるものとする。
- 4 通学証明書の有効期限は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。なお、2年次以降の通学証明書は、前年度の通学証明書と交換で交付を受けることができる。

（学生証等の返却）

- 第2条 学生証等は、卒業時に学生生活支援センターに返却しなければならない。なお、退学する場合は、学生証等を退学願に添付しなければならない。また、除籍になった場合は、除籍通知受領後、速やかに学生証等を返却しなければならない。

（学生証等の再交付）

- 第3条 学生証を紛失したときは、学生証紛失始末書を、通学証明書を紛失したときは、通学証明書再発行願を学生生活支援センターに提出して、再交付を受けなければならない。なお、学生証等を毀損した場合も同様の取扱いとする。
- 2 学生証の再交付を受けるときは、再交付手数料を支払わなければならない。なお、通学証明書については、再発行手数料を徴収しない。
- 3 紛失の届出があった学生証等は、届出当日から失効する。

- 4 再交付を受けた後、失効した学生証等を発見した場合は、直ちに学生生活支援センターに返却しなければならない。
- 5 本人の責によらず使用不能となった学生証等は、使用不能となった学生証等と交換で、再交付を受けることができる。

（入学手続書類）

- 第4条 入学宣誓式までに誓約書、宣誓書、学生情報シート及び健康管理票を学生生活支援センターに提出しなければならない。なお、大学院生については、宣誓書の提出を省略することができる。
- 2 入学後、次のいずれかに該当する場合は、速やかに学生生活支援センターに届け出なければならない。
- (1) 氏名を変更したとき。（証明書類の添付）
- (2) 住所及び連絡先を変更したとき。（変更届の提出）
- (3) 保証人に関する事項に変更があったとき。（変更届の提出及び証明書類の呈示）
- (4) その他学生情報シートに記載されている重要な事項に変更があったとき。（証明書類の添付）

（定期健康診断）

- 第5条 学生は、本大学等が実施する定期健康診断を毎年度受診しなければならない。なお、定期健康診断を受診しない者は、学割証等の発行を受けることができない。
- 2 定期健康診断の検査項目は、次のとおりとする。ただし、受診しなければならない検査項目は、学生・所属等により異なるので医務室の指示に従わなければならない。
- (1) 胸部X線検診
- (2) 内科検診
- (3) 身体計測
- (4) 視力検査
- (5) その他

甲南学園ダイバーシティ&インクルージョン宣言

- 1 甲南学園は、多様な背景を持つ学生・生徒、教職員が集い、互いの違いを尊重しあう、彩り豊かなキャンパスの発展に努めます。性別、国籍、人種、民族、年齢、宗教、信条、社会的属性、性的指向・性自認、障がいの有無等に関わらず、すべての構成員のアイデンティティを認め、能力を最大限に発揮できるよう支援します。あらゆる差別やハラスメントのない、多様な個性が表現され育まれるキャンパスづくりに力を注ぎます。
- 2 甲南学園は、学生・生徒一人ひとりの人権を尊重しつつ、その能力と人格の陶冶を目指す教育を提供し、社会的課題に積極的に取り組み、社会全体の発展に寄与する人材を育成します。
- 3 甲南学園は、支援を求める声に対して適切に配慮し、そのニーズに応える環境を整えます。障がいだけでなく、自らでは解決が困難な状況にある学生・生徒や教職員に対し、合理的配慮のもとに、支援の提供や、必要な施設・設備の整備を積極的に行います。
- 4 甲南学園は、すべての構成員に対してダイバーシティ&インクルージョンに関する定期的な研修と啓発活動を行うことを通じて、学内の意識向上を図ります。様々な組織・研究分野間の協力を促進し、構成員の多様性を価値ある資源に昇華させ、社会に貢献します。
- 5 甲南学園は、同窓生や地域社会をはじめとする学内外のコミュニティと連携し、公正でインクルーシブな社会の実現に向けた取組みを推進します。